

第 293 号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きゃっちぼーる

前田勝昭公認会計士事務所
名古屋市中区金山 1-14-18 A-PLACE金山 5F
Tel 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096
http://www.maeda-cpa.com/

平成 27 年 11 月 10 日

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 292 回

早くも 11 月になりました。ほんとうに 1 年が過ぎるのは早いものですね。その日暮らしに汲汲しているようでは、なかなか改革や問題解決はできませんね。ところで、会社の荒波を乗り切っていくためには、「解釈力」を身に着けることが必要かと思えます。

すなわちその出来事がなぜ自分に起こったのか、何を教えようとしているのか、起こった出来事の「意味」を正しく考え、早いうちに手を打つことが必要かと思えます。

たとえば、自分のブレーンの部長が突然若くして死んでしまうとか、思いもかけない得意先の倒産とか、普通あり得ないことが自分の身に降りかかってくる、それが、何を意味するのか、自分いや自社にとって逆流かもしれないので早く対応すべく手を打つことが必要だ、等々、こういった出来事は私も顧問先の会社でかなり体験しています。ほかっておくと会社の倒産にもつながります。

また、既存事業には、いつか壁に突き当たる時期がやってきます。比較的堅調なうちに、次の事業展開へ着手することも大変大事なことです。こういった、先を読む目、今の出来事を解決する力が経営にとっては大変必要なことだと思います！！

前田の《今人生を語る》第 197 回

めざめよ日本人 (120)

起こった出来事を心に浮かべ、ただ「有難うございます」と祈ると、不思議なほど心の中のエゴの叫びが静まってくる。

なぜか、心と言葉は「心身一如」の関係にあるからだ。すなわち、次の理(ことわり)があるからだ。

「心が言葉を発する」のではなく「発した言葉」が「心」を変える。
まず言葉で感謝することによって、同じ方向に心が動き、エゴの叫びが静まってくる。(田坂広志さん)



一度実行してみてください。

社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉FAQの更新について

竹尾 元宏

国税庁は先日、同庁 HP 上の社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉FAQ を整備し、新たに源泉所得税関係や法定調書に関する FAQ を新たに 62 問追加するなどの更新を行いました。特に扶養控除等申告書等の質問事項を追加しています。

この中から年末の源泉徴収事務について関係する FAQ をピックアップしてお伝えいたします。

平成 28 年分の扶養控除等申告書の対応

- 平成 27 年中に提出する扶養控除等申告書については、法令上、個人番号の記載義務はなく、提出時までには従業員に通知カードが届いていない場合には、個人番号欄は空欄でかまわないと回答しています。この場合、個人番号の記載のないまま受領することになりますが、平成 28 年分の源泉徴収票（税務署提出用）には、従業員の個人番号の記載が必要になるので、源泉徴収票を作成するまでに、別途従業員から個人番号を取得する必要があるとしています（源泉所得税関係 Q1-4）。
また、従業員が個人番号の記載を拒んだ場合も同様の対応が必要です（同 Q1-3）。
- 個人番号を事前収集するケースでなく、平成 27 年中に個人番号の記載のない扶養控除申告書を受領した場合、平成 28 年中に従業員に補完記入してもらう必要はないが、平成 28 年分の源泉徴収票（税務署提出用）の作成に当たっては、平成 28 年末に提出を受ける平成 29 年分の扶養控除等申告書に記載された個人番号を使用してもよいとしています（同 Q1-6）。

法定調書についての対応

- 法定調書の提出義務の範囲や基準については、番号制度の導入に伴う変更はありません（法定調書 Q1-4）。
- 支払を受ける者から番号の提供が受けられなかった場合には、番号を記載せずに法定調書を提出するが、個人番号の記載がない理由を摘要欄に記載する必要はないとされています。ただし、税務署側が記載のない理由を確認する場合がありますため、記載できない理由等の記録を求めています（同 Q1-6）